

千葉・福島での判決 国の責任を認定させていく流れを

～完全な賠償と被害回復を実現するために者への賠償額が非常に不十分のため、全員控訴～
弁護士 白倉典武（原発賠償関西訴訟弁護団）

福島第一原発事故被害では1万人以上が原告となり、国や東京電力への損害賠償等を求める集団訴訟が全国の裁判所で提起され、初めての判決が昨今年3月に前橋地方裁判所で言い渡されましたが、さらに9月22日に千葉地方裁判所で、10月10日に福島地方裁判所で判決がありました。（第2分科会の資料もご参照ください）。

千葉地裁は、国に対する請求を認めず、東京電力に対する請求は原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」といいます。）に基づき無過失責任のみを認めました。国については、万が一にも原子力発電所の事故を起こさないようにするために、地震調査研究推進本部の「長期評価」を基にしてシミュレーションをしていれば、津波を予見することができたとしてしました。しかし資金や人材は有限で、結果回避のための規制権限を行使しなかったことは違法でないとしてしました。これは万が一にも原子力発電所の事故を起こさないために電気事業法による国の権限の趣旨や目的に反します。一方、福島原発事故避難生活での慰謝料では精神的損害を認めました。「ふるさと喪失慰謝料」と呼ぶかどうかはともかくと言いながらも、区域内からの避難者に最大1000万円の慰謝料を認めました。避難指示区域外避難者には因果関係はみとめつつ、認容額は非常に低額になっています。国の責任を否定するという大きな問題がありますが、区域内からの避難者についてふるさと喪失慰謝料として最大1000万円の賠償を認めた点は大きな成果であったと思います。

次に、福島地裁は、事故前の空間線量に戻すことには却下した上で、国が電気事業法による規制権限不行使について、国家賠償法に基づく損害賠償を認めました。東京電力には過失があると認めたものの、原賠法に基づく請求のみを認めました。「長期評価」を詳しく認定し、想定津波の規制権限の行使可能時期を平成14年末頃とし、事故発生までの8年間、規制権限を行使しなかったことは、住民の生命、身体等をの保護するという電気事業法によって与えられた規制権限の趣旨目的や、最新の科学的知見等を踏まえて適時かつ適切に行使されるべきという規制権限の性質に照らして、その権限を行使しなかったことは国賠法上の違法であるとしてしました。なお認定した慰謝料の額に大きな課題を残しました

3月の前橋地裁判決が国の責任を認めたこと、9月の千葉地裁判決が国の責任を認めなかったものの津波の予見可能性は肯定したこと、そして、この福島地裁が詳細な検討を加えた上で国の責任を認めたことからすれば、今後、国の責任を認めるという流れは続くと確信しています。

福島地裁では4000人近い原告が訴えていたため、個別事情については立証がなされていないという事情はあります。しかしながら、それでも認容額は低すぎるという意見をえませんが、今来年3月以降、京都地裁、東京地裁など、さらに判決が続いていきます。今までの判決によって獲得した成果をいかしてながら、被害の回復のために十分な賠償を実現しなければなりません。なによりも、賠償金を受領するだけでは解決しない問題、例えば今後の生活や健康の問題など、被害回復のための制度を実現するため、国がその責任を果たすように、裁判の勝利と運動を続けていかなければなりません。

私たちは、さらに克服すべき課題を克服するためにさらに努力を続けていく決意です。今後とも、ご支援をよろしくお願いいたします。